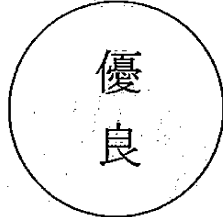


産業廃棄物処分業許可証

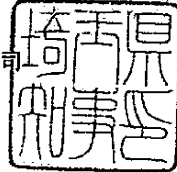
住所 埼玉県所沢市大字南永井37番地9号

氏名 株式会社 タカヤマ
代表取締役 斉藤 吉信



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成28年 1月13日

許可の有効年月日 平成35年 1月12日

1. 事業の範囲

中間処理

脱水：汚泥、動植物性残さ 以上2種類

焼却：汚泥、動植物性残さ 以上2種類

様

宛名及び確認印のないものは、弊社が
発行した許可証の写しではありません。

※確認印の無きものは無効

確認印

年 月 日 株式会社タカヤマ

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県本庄市児玉町共栄字南共和631番1、631番2、710番6

以上3筆(面積454.124㎡)に限る。

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

(1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。

(2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和52年 7月 7日	指令環第1983号	新規許可
平成 3年 3月11日	指令環整第1233号	変更許可(中間処分業[脱水、焼却]の追加)
平成28年 1月13日	指令北環第51-7号	更新許可(優良認定)
平成30年 7月19日	—	変更届(脱水施設の入替え)
平成30年10月22日	—	変更届(脱水施設の入替え及び焼却施設の休止)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
脱水施設	200m ³ /日 (24時間)	汚泥(有機性汚泥に限る。)、動植物性残さ 以上2種類	平成30年 7月19日 平成30年 5月 7日 4-76
脱水施設	150m ³ /日 (24時間)	汚泥(無機性汚泥に限る。)、動植物性残さ 以上2種類	平成30年10月22日 平成30年 5月 7日 4-77
焼却施設 (休止)	50m ³ /日 (24時間)	汚泥、動植物性残さ 以上2種類	平成 3年 3月11日 平成 4年 7月 4日 特産

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
汚泥(有機性汚泥に限る。)、動植物性残さ 以上2種類	35.6m ²	4.5m(屋内) (160.3m ³ ピット)
汚泥(有機性汚泥に限る。)、動植物性残さ 以上2種類	38.1m ²	4.5m(屋内) (171.5m ³ ピット)
汚泥(有機性汚泥に限る。)、動植物性残さ 以上2種類	13.5m ²	4.5m(屋内) (60.9m ³ ピット)
汚泥(有機性汚泥に限る。)、動植物性残さ 以上2種類	13.5m ²	4.5m(屋内) (60.9m ³ ピット)
汚泥(有機性汚泥に限る。)、動植物性残さ 以上2種類	12.7m ²	4.5m(屋内) (57.2m ³ ピット)
汚泥(無機性汚泥に限る。) 以上1種類	38.3m ²	4.5m(屋内) (172.5m ³ ピット)
汚泥 以上1種類	32.4m ²	3.7m(屋内) (1.54m ³ 箱容器×27個)

(以下余白)